



各 位

平成 26 年 5 月 12 日

会社名 株式会社 中国銀行
代表者名 取締役頭取 宮 長 雅 人
(コード番号：8382 東証1部)
本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号
問合せ先 総合企画部長 谷 口 晋 一
(電話：086 - 223 - 3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

中国銀行(岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号 頭取 宮長 雅人)では、平成 26 年 5 月 12 日(月)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 133 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

- (1) 社外取締役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 25 条(社外取締役の責任限定契約)の新設を行うものであります。
- (2) 社外監査役の責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 35 条(社外監査役の責任限定契約)の新設を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日(水曜日)

以 上

本件に関するお問い合わせ先(TEL 086 - 223 - 3111)

広報CSRセンター 大家(内線1910)・山本(内線1702)

別 紙

株式会社中国銀行 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 2 5 条 ~ 第 3 3 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 3 4 条 ~ 第 4 0 条 (条文省略)</p>	<p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第 2 5 条 当銀行は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外取締役との間に、任務</u> <u>を怠ったことによる損害賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度</u> <u>額は法令に定める限度額とする。</u></p> <p>第 2 6 条 ~ 第 3 4 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 3 5 条 当銀行は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に、任務</u> <u>を怠ったことによる損害賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度</u> <u>額は法令に定める限度額とする。</u></p> <p>第 3 6 条 ~ 第 4 2 条 (現行どおり)</p>